

# 長崎県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

平成 22 年 10 月 1 日  
福祉保健部長寿社会課

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 33、第 115 条の 34 の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和 6 年 4 月 4 日付け老発 0404 第 3 号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

## 第 2 章 検査等

### (検査の種類)

第 2 条 検査の種類は次のとおりとする。

#### (1) 一般検査（概ね 6 年に 1 回）

業務管理体制の届出内容を確認するため、別紙 1 の手順により計画的に実施するものとする。

#### (2) 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、別紙 2 の手順により必要に応じて実施するものとする。

### (検査実施機関)

第 3 条 一般検査は長寿社会課が実施し、特別検査は長寿社会課と監査指導課が実施する。

### (検査体制)

第 4 条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、都道府県又は市町の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

### (検査の実施方法等)

第 5 条 検査の実施方法等は、次のとおりとする。

#### (1) 実施通知

検査の実施にあたっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、特別検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りではない。（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）

#### (2) 検査方法

検査は、検査指針を踏まえ実施するものとする。

#### (3) 報告

ア 検査（特別検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について所属長へ報告するも

のとする。

イ 特別検査の場合は、報告書を作成の上、所属長へ報告するとともに、行政上の措置等について検討するものとする。

(行政上の措置等)

第6条 検査の結果、次の行政上の措置をとる場合、介護サービス事業者に対し通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる

2 前項の行政上の措置に係る対応については、期限を付して報告を求めるものとする。なお勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

3 介護サービス事業者が第1項第2号の命令に違反したときは、関係都道府県知事又は関係市町長に通知するものとする。

4 都道府県知事又は市町長の求めに応じて特別検査を実施した場合の結果は、求めのあった都道府県知事又は市町長に通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の事業所等の指定等権者である都道府県知事又は市町長に対しても通知するものとする。

(特別な措置)

第7条 第2条第1項第1号の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置(命令)に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への監査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等へ特別検査後、既に指定事業所等の監査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

(別添)

業務管理体制の整備に係る自己点検報告書

年 月 日

長崎県福祉保健部長 様

事業者(法人)名  
代表者の職・氏名  
(記入担当者氏名 )

年 月 日付け 長社第 号で通知のあった事項について、下記のとおり報告します。

記

1 事業者(法人)概要

所在地 (主たる事務所の所在地)	〒 -		
連絡先	TEL:	FAX:	
法人の種別	営利法人・特定非営利活動法人・医療法人・社会福祉法人・地方公共団体 ・その他		
指定又は許可を受けている事業所又は施設の数	ヶ所		

2 法令遵守責任者

氏名 <small>ふりがな</small>	職名	生年月日
---------------------------	----	------

\*届出内容(代表者、法令遵守責任者等)に変更があった場合、業務管理体制に係る変更届の提出が別途必要となります。

3 業務管理体制(法令等遵守)の取組内容

以下の欄の該当する にチェック(Wordで作成する場合には を に変換)してください。

(1)業務管理体制(法令等遵守)についての方針

貴事業者(法人)における業務管理体制(法令等遵守)についての方針を定めていますか。定めている場合はその内容を記載してください。

方針を定めている	方針を定めていない
法令等遵守方針:	

法令等遵守方針について、全役職員に周知していますか。周知している場合には、その方法を記載してください。

全役職員に周知している	一部の役職員に周知している	周知していない
周知方法：		

**(2) 法令遵守責任者の役割と業務内容**

業務管理体制に係る法令遵守責任者は、どのように決定しましたか。以下の欄に決定のプロセスを記入してください。

決定のプロセス：
----------

法令遵守責任者が誰であるかということ、職員等に周知していますか。周知している場合には、その方法を記入してください。

全職員に周知している	一部の職員に周知している	周知していない
周知方法：		

法令遵守責任者の役割及び業務内容を以下の欄に記入してください。

役割及び業務内容：
-----------

法令遵守責任者の役割及び業務内容について、全役職員に周知していますか。周知している場合はその方法を記載してください。

全役職員に周知している	一部の役職員に周知している	周知していない
周知方法：		

**(3) 法令遵守規程の整備・周知（事業所数が20以上の法人は必須）**

法令遵守についての方針に沿って法令等遵守規程等について、定めていますか。

定めている場合はその資料を提出してください。

規定等を定めている	規定等を定めていない
提出資料名：	

規程等を定めている場合、全役職員に周知していますか。周知している場合には、その方法を記入してください。

全役職員に周知している	一部の役職員に周知している	周知していない
周知方法：		

#### (4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組状況

業務管理体制（法令等遵守）の取組状況について、以下の欄の該当する にチェックしてください。（複数回答可）

行政・関係団体等から法令等遵守関連情報を収集・周知している
介護サービスの実施内容、介護報酬の請求等のチェック・確認を行っている
内部通報、事故報告に対応している
利用者等からの相談・苦情に対応している
法令等（介護保険法、労働基準法、労働安全衛生法、各事業に係る設置・運営基準等）遵守についての研修等を実施又は外部研修等に参加している
法令等遵守についてマニュアルを整備している
その他（具体的に記入してください）

#### (5) 業務管理体制（法令等遵守）の評価・改善活動の状況

(4)で記入した業務管理体制（法令等遵守）の取組状況について、貴事業者（法人）は、職員会議、取締役会等において評価・改善活動を行っていますか。

評価・改善活動を行っている場合には、その内容を記入してください。

評価・改善を行っている
評価・改善を行っていない
評価・改善活動の内容：

(別添)

改善報告書

年 月 日

長崎県福祉保健部長 様

会社(法人)名

住 所

代 表 者 名

年 月 日付け 長社第 号により通知のあった事項について、次のとおり  
改善結果を報告します。

改善事項	改善結果(具体的に記入)	備考

備考欄には、添付資料名を明記すること。